

令和7年第2回広尾町議会定例会 第1号

令和7年6月17日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第 3号 令和6年度広尾町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 8 報告第 4号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 9 報告第 5号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 10 報告第 6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 11 議案第49号 工事委託変更契約の締結について
- 12 議案第50号 財産の取得について
- 13 議案第51号 広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 14 議案第52号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 15 議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 16 議案第54号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 17 議案第55号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 18 議案第56号 広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑設置条例の一部改正について
- 19 議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 斎藤 弘 樹 | 2番 尾 矢 利 昭 |
| 3番 大 庭 克 彦 | 4番 雄 谷 幸 裕 |
| 5番 山 岸 謙 一 | 6番 松 田 健 司 |
| 8番 浜 野 隆 | 9番 萬亀山 ちず子 |
| 10番 前 崎 茂 | 11番 渡 辺 富久馬 |
| 12番 山 谷 照 夫 | 13番 堀 田 成 郎 |

○欠席議員（1名）

7 番 志 村 國 昭

○出席説明員

町	長	田	中	靖	章
副	町	及	川	隆	之
会 計 管 理 者	長	沖	田	一	美
兼 出 納 室 長	長	沖	田	一	美
総 務 課 長	長	山	崎	勝	彦
総 務 課 参 事	事	保	坂	一	也
併 総 務 課 参 事	事	西	内		努
併 総 務 課 主 幹	幹	木	村	正	樹
併 総 務 課 主 幹	幹	坂	田	邦	昭
併 総 務 課 主 幹	幹	北	山		誠
企 画 課 長	長	鎌	田		慎
企 画 課 長 補 佐	佐	木	下	慶	太
住 民 課 長	長	柏	崎	弥 香	子
兼 住 民 課 長 補 佐	佐	三	浦	直	子
保 健 福 祉 課 長	長	山	畑	裕	貴
保 健 福 祉 課 参 事	事	宝	泉		大
兼老人福祉センター所長	所長	山	畑	裕	貴
兼地域包括支援センター長	長	山	畑	裕	貴
兼健康管理センター長	長	宝	泉		大
健康管理センター次長	次長	三	浦	直	子
保健福祉課子育て支援室長	室長	浜	頭		力
兼子育て世代包括支援センター長	長	浜	頭		力
認定こども園ひろお保育園長	長	船	田	光	恵
豊 似 保 育 所 長	長	小	村	和	徳
特別養護老人ホーム所長	所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	長	寺	井		真
兼 町 営 牧 場 長	長	寺	井		真
水 産 商 工 観 光 課 長	長	室	谷	直	宏
水産商工観光課長補佐	補佐	山	田	雅	樹
建 設 水 道 課 長	長	楠	本	直	美

建設水道課長補佐	三	上	昌	樹
建設水道課長補佐	川	崎	幸	一
兼下水終末処理センター長	楠	本	直	美
港湾課長	安	岡	伸	弘
港湾課長補佐	須	田	圭	一

〈教育委員会〉

教 育 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長	渡	辺	將	人
管 理 課 長 補 佐	三	浦	弘	樹
兼学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	(19)	田	㊦	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈農業委員会〉

会 長	大	森	康	雄
事 務 局 長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事 補	別	所	龍	月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和7年第2回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、大庭克彦議員、8番、浜野隆議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
議員の出欠ではありますが、7番、志村國昭議員より欠席の届出があります。
6月6日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いをします。
次に、本定例会に、町長から報告4件、議案15件を受理しております。また、議会から意見書案5件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和7年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いをします。
一般質問は6人の議員から通告があり、6月18日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果につきましては配付した報告書のとおりであります。
本件に対する委員会の報告は、本日17日から6月19日までの3日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日17日から19日までの3日間にしたいと思いをしますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日17日から6月19日までの3日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書24ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、浜野隆議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（浜野） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

令和7年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況であります。

（1）、開催日は、令和7年5月1日木曜日です。

（2）以下については、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

2、調査の内容であります。

教育施設（遊休施設）等の現状と今後の見通しについてであります。

教育施設の学校関係、社会教育関係及び遊休施設について、資料に基づき説明を受け、後に現地調査を行いました。

（1）、学校関係であります。

豊似小学校校舎と広尾中学校屋内運動場以外は、建築から45年以上経過しており、長寿命化計画を作成し改修を進める計画ではあるが、計画どおりに進んでいない状況であります。

教員住宅は、現在使用できる住宅が20棟30戸であり、うち1棟1戸については町に移管を予定している。今後については、建築年数も経過していることや、教職員数の見通しなどから必要戸数の集約化と建て替えを検討しているとのことでありました。

（2）、社会教育施設であります。

児童福祉会館が建築から59年、青少年研修センター体育館が建築から56年経過し老朽化しているが、耐震改修を実施し逐次修繕を行っており、今後も継続利用の見込みであります。

その他の施設も昭和50年代に建設され、建築から50年を経過している施設が大半であるが、今後も改修を実施しながら継続して利用していく見込みであるとのことでありました。

また、町営スキー場については、現時点でリフトを改修する見込みがないこと、利用団体の休止や利用者の減少により、今年令和7年度から休止予定であるとのことでありました。

（3）、遊休施設であります。

閉校により教育財産から普通財産となった音調津小学校校舎、体育館、音調津中学校校舎は、町内会で一部使用していたが、現在は使用されておらず、損傷がひどく現状では使用できない状況であり、解体を予定しているとのことでありました。

野塚中学校校舎は未利用で解体を予定、野塚中学校体育館は現在未利用ではあるが、倉庫として

利用する予定があるとのことでありました。

また、旧広尾小学校は、倉庫や書庫として使用しているが、解体を予定している。教職員住宅は、再利用、売却ができないものは解体を予定しているとのことでありました。

社会教育施設の野外活動施設管理棟の1階にサークルの物品が保管されており、音調津ふれあいプール、林産物展示館、野外活動施設の集会棟、トイレ、炊事棟は解体を予定しているとのことでありました。

次に、主な質疑であります。施設点検調査を年に2回実施していると思うが、遊休施設は実施しているのか。点検しないと老朽化、危険性の進み具合が分からないと思うがに対し、年2回、春と秋に全施設の点検、報告をまとめている。遊休施設は、危険箇所、ガラスが割れていないか、何か崩れていないかなど危険な部分を点検しているが、詳細点検はしていないので、危険箇所は今以上に重点的に点検する方法を検討していくとのことでありました。

また、テニスコートの表示がされていなかったり、オオバナノエンレンソウの入り口の表示が不適切であったり、利用されている施設、されていない施設、それぞれ適切な表示をすべきではないかに対して、現場を確認し適切に表示するように改めるとのことでありました。

また、旧広尾小学校は解体撤去の予定になっているが、相当費用を要するので、それまでの間は、周りの木の伐採、草を刈るなど環境整備が必要であるに対し、現状を確認し、伐採、草刈りを早急に行いたいということでありました。

次に、教員住宅は児童生徒の減少を考えると、教員住宅に入居する教員は減ってくることを見極めて、教育財産から普通財産に移管して売却していくことも検討すべきではないかに対し、既に売却している教員住宅もあり、これからも状況を見て売却、貸出しを引き続きしていくとのことでありました。

次に、現地調査した施設でまだ使える施設があった。アイデアを募集して町民に開放するなど利用していく方向性を打ち出せないか。費用対効果を考え、使用できるものは何とか生かす方法をインターネット、SNSなどで募集することは考えられないかに対し、各課から所管換えされた普通財産で問合せがあり、使用可能な施設であれば、再度原課に所管換えをして使用することは可能である。どのような施設があるのか情報共有を検討していくとのことでありました。

それから、問合せを待つ従来のやり方から新しい発想として行政から働きかけていくことが必要ではないかという委員からの質問に対し、所管課から移管された普通財産の再利用の検討は、所管課で行うことになるとのことでありました。

次に、スキー場が今年度から休止予定であるが、スキー協会との対応はできているのかに対し、スキー協会は活動を休止しているが、関係者の話ではスキー競技として使用していないとのことでありました。ここ2、3年くらいは、そり滑りとして利用されていたようでございます。

最後に、教員住宅などそれぞれの施設を借用したいとの問合せはあるのかに対し、空き住宅の売却の問合せは数件ある。それに対して、貸出ししている住宅もあるとのことでありました。

以上が所管事務調査の報告であります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書27ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（前崎） 産業常任委員会所管事務調査の報告を行います。

令和7年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1として、委員会の開催状況です。

（1）、開催日、令和7年5月8日木曜日です。

（2）以下は、記載のとおりであります。

2の調査の内容です。

（1）、本町の農業の現状と課題及び今後の展望についてであります。

本町の農業の現状と課題、今後の展望について、資料に基づき説明を受けた。

1）として、本町の農業の現状と課題について。

本町の農業の現状は、近年、飼料や肥料などの農業生産資材や農機具等の価格の高騰、農業施設の建築費や輸送コストの上昇により、農業経営を圧迫している。また、休止中の町営牧場を活用して、農協に無償貸付けを行っている。農協は各農家へ粗飼料供給を目的として賃貸借を行っている。

今年度から始まる第6期中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などを推進し、生産基盤の回復と農業経営の安定化を図っている。

さらに、法定家畜伝染病（ヨーネ病）の発生農場が増加している現状に対し、家畜防疫対策緊急プロジェクトチームを中心とした農場の定期巡回やカラス、エゾシカ対策など、発生農場に対し指導・助言を行い、早期清浄化に向けた防疫対策の強化に取り組みながら、安心して生産活動に打ち込める環境を整えることが安定経営の確立と生産拡大に進める上で不可欠である。

今後、農業に対する理解度や農業の重要性を幅広く認知してもらいながら、本町農業の目指す「ゆとりある農業」に近づけるため、関係機関一丸となって推進する必要がある。

①として、法定伝染病（ヨーネ病）の発生状況についてであります。

法定伝染病の発生状況は、平成18年度の発生から始まり、令和6年度で33戸の農場で発生しており、清浄化した農家は5戸で、現在、町内61戸の搾乳農家のうち28戸（46%）が発生農場となって

おり、感染牛として殺処分された乳牛、肉牛は1,000頭以上に上り、直接的な損失は莫大なものとなっている。

発生農場での清浄化に向けた取組は長期化し、牛の個体販売に制限がかかり、農場の経営に打撃を与えている。加えて、家畜伝染病予防法に基づく定期検査は、家畜保健所、NOSAI、JA、町の協力体制で実施しているが、規模拡大に伴う飼養頭数の増加により各法定点検や患畜の評価、淘汰の実施が大きな負担となっている。

ヨーネ病の発生状況であります。

平成18年度から27年度まで6戸、平成28年度から令和2年度まで18戸、令和3年度から令和6年度までが9戸（うち清浄化戸数5戸）、現在の発生農場は28戸となっています。

②の鳥獣被害の現状とヨーネ病等の野生鳥獣の関与についてであります。

令和5年度の鳥獣等による被害についてであります。鳥獣の種類、被害品目、被害金額、被害面積は、記載のとおりであります。

令和6年度緊急捕獲頭数、4月から11月までの実績であります。熊が23頭、エゾシカが1,898頭、キツネが63頭、アライグマが36頭、カラスが6羽となっております。

③、耕地面積及び規模別面積であります、

耕地面積については、農家戸数の減少により、各農家の規模別面積は増加傾向にある。

平成9年の農家数140戸、うち50ヘクタール未満が119戸、50ヘクタール以上が21戸、耕作面積は6,170ヘクタールとなっています。

令和6年度、農家戸数が92戸、50ヘクタール未満が44戸、50ヘクタール以上が48戸となって、耕作面積は6,190ヘクタールとなっています。

④の農業生産状況（畑作）であります。

主な畑作の生産状況については、てん菜の作付面積及び生産額は増加傾向で、バレイショは作付面積、生産額が減少しております。

それぞれの生産状況でありますけれども、てん菜の平成10年、面積が201ヘクタール、生産量が8,352トン、生産額は1億3,695万円、令和6年度が面積が213.9ヘクタール、生産量が1万5,549トン、生産額は2億5,520万円となっています。

バレイショについては、平成10年、面積が145.3ヘクタール、生産量が3万8,913トン、生産額が1億6,281万円となっています。令和6年度、耕作面積45.8ヘクタール、生産量が3万598トンで、生産額は4,832万円となっています。

⑤、農業生産状況の畜産であります。

畜産の生産状況については、平成10年度から頭数、生産量、生産額は多少の増減はあるが、増加傾向であると。

まず、平成10年でありますけれども、生乳、頭数が5,056頭、生産量が3万9,105トン、生産額28億5,680万円、乳用牛、頭数が4,000頭、生産額3億1,427万円、肉用牛893頭、生産額が2億3,916万円。

令和6年度、生乳でありますけれども、6,650頭、生産量が6万7,452トン、生産額が76億7,590万

円、乳用牛4,143頭、生産額6億9,777万円、肉用牛が3,351頭、生産額が10億9,490万円となっております。

⑥として、農業生産額（畑作・畜産）の合計額であります。

農業生産額の合計は、平成10年度から畑作部門については例年3億円程度の生産額である。

畜産部門については、平成10年度から生産額は大幅に増加しており、畑作、畜産を合わせた生産額は年々増加しており、令和6年度では過去最高額の98億2,495万円の生産額となっている。

内訳ですけれども、平成10年、畑作の生産額3億5,854万円、畜産が34億1,835万円、合計で37億7,689万円。令和6年、畑作3億5,605万円、畜産94億6,890万円、合わせて合計が98億2,495万円となっています。

次に、2）、新規就農、第三者継承の現状と今後の展望についてであります。

本町の農家人口と農家戸数は年々減少傾向にあり、将来の担い手確保・育成が喫緊の課題となっている。

平成9年度から令和6年度の27年間で農家戸数は140戸から92戸まで減少し、農業従事者については406人から170人まで減少している。

この課題に対応するため、今年4月1日に広尾町で初めて親族以外の第三者に経営を引き継ぐ「第三者経営継承」や、地域おこし協力隊制度を活用した農場派遣事業などを積極的に行い、2年後に2番目となる「第三者経営継承」に向け取組を進めており、新規参入者への確保に向け、広尾町担い手育成センター、広尾農協を中心に年2回開催されている新規就農フェアに参加して、広尾町農業・酪農のPR活動を行っている。

①の農家戸数及び農業従事者数についてであります。

平成9年度ですけれども、農家戸数が140戸、そのうち認定戸数が16戸、専業が111戸、兼業が29戸となっています。農業従事者数が406人となっています。

令和6年度、総農家数が92戸、認定農家数が85戸、専業が54戸、兼業が14戸、農業従事者数が170人となっております。

②の新規参入農業者についてであります。

新規参入農業者は、昭和46年から令和2年度までに23戸が入職しています。内訳は、畑作が1戸、肉用牛専業が2戸、混合が1戸、酪農専業が18戸で、1戸が離農しています。経営面積は平均で46.7ヘクタールとなっています。

③の新規就農に当たっての補助金制度であります。

1つが、国の補助金で就農準備資金であります。都道府県農業大学校や先進農家での研修を受ける場合、年間最大150万円を最長2年間交付。

2つ目として、道の補助金でありますけれども、農業次世代人材投資資金として、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、年間150万円を交付する。

3点目は、国と道の補助金の関係であります。経営発展支援事業であります。新規就農された方の機械、施設等導入に係る経費の上限750万円に対し、道が4分の1の1,875万円、国が2分の1の3,750万円となっております。

次、町の補助金として、新規就農補助金として3点ございました。

1つが、営農初年度から5年間に要する賃借料の2分の1の奨励金を交付する。

2点目が、営農開始後から3年間の固定資産税相当の奨励金を交付する。

3点目は、経営開始の属する年度から借入れをした就農支援資金、その他農業資金に対して、個人経営については7,000万円、共同経営については1億円を限度として、その利息に対し、借入年度から5年間について3%を超える分の利子補給をする。

次、JAの補助金の関係では、JA畜産経営継承事業として、JAが施設や家畜を取得し、国からの補助金を受け、残存価格で新規就農者に貸付けをするというものであります。

次、3)、ICT技術等を活用したスマート農業の取組についてであります。

スマート畜産のメリットでありますけれども、IT技術を活用して家畜や飼育環境の状態を把握したり、自動運転ロボットにより作業の効率化を図る。スマート畜産の導入により、様々な作業に係る負担の軽減が可能で、搾乳、餌やり、子牛への哺乳、畜舎内の清掃、ふん尿の運搬、畜舎温度管理などをロボットにより自動化できる。

最適な経営判断を支え、モニタリングなどの技術により、家畜の生体データを自動収集・一元管理することで、各個体の現状や履歴などをいつでも確認でき、計画や指示などを的確、スムーズに行えるとなっています。

次、スマート畜産のデメリットの部分でありますけれども、スマート畜産導入には一定の初期費用と維持費がかかるということで、50頭から60頭用の搾乳ロボットでは3,000万円程度の費用がかかり、光熱費や保守費用などの維持費も必要であります。

解消すべき課題の決定や予算、財源の検討、運用体制の検討、資金の調達、委託先企業の選定、設置及び動作確認など効果の確認など、導入まで多くの工程と期間を要する。

現在のICT機器導入農家の状況であります。

搾乳ロボット11戸、餌寄せロボット8戸、発情発見器8戸、哺乳ロボット4戸、GPSガイダンスシステム2戸となっています。

ICT機器導入についてはメリット、デメリットがあるが、作業負担の軽減や効率化を図る上で必要と考えるため、導入に当たり補助事業の活用など負担の軽減を図り、各農家に合った機器の導入を進めていきたいと考えている。

主な委員からの質疑であります。

委員から、第三者継承について、本年4月から地域おこし協力隊員が継承しているが、スムーズに移行できたのか。行政としてどのようなサポートが行われてきたのか。説明として、サポート体制としては、町と農協が連携しながら計画書の作成や金融機関の借入れなどサポートをしてきたが、最初の取組とのことで一定の苦労があったと認識している。また、現在、農業推進員として地域おこし協力隊が1名在籍しているが、経営継承していただければいいと考えている。

委員から、今年度、居抜き第三者継承という形態で新規就農されたが、今後、第三者継承となっていく場合、現在、農業経営をしている方の意向を把握する必要があると思うが、とりわけ、やめた後の新規就農型と違って、第三者継承は間髪入れず継承・経営を引き継ぐことになるので、将来

に向かった意向把握が必要となると思うが。町の説明は、意向調査については、一昨年、農家全体にアンケート調査を実施し、一定の意向を把握している。

委員から、農家戸数が平成9年の140戸から令和6年には92戸と約50戸減少している。農業従事者も平成9年の406人から令和6年は170人と60%減少している。一方で、農業生産額は平成10年の37億円から令和6年は98億円と増えている。1戸当たりの農業生産額が増えているが、町としての農業の課題と支援はどのように考えているか。町の説明としては、平成10年から生産額が伸びているが、規模拡大が主たる要因となっている。農家に対する支援としては、ヨーネ病対策をしっかりと取り組むことと認識している。ヨーネ病の清浄化をすることに尽力したいと考えている。

委員から、ヨーネ病に係る野生鳥獣でカラスからの鳥インフルエンザも町内で確認されているが、カラスの対策及び鹿の対策があれば伺いたい。スマート農業のメリット、デメリットがあるが、町としてスマート農業の推進についてどのように考えているか。説明としては、ヨーネ病のカラス対策としては、牛舎に網を張り、カラスの侵入を防ぐことが重要であるので、各農家にも指導を図っていききたい。柵の設置については、多額の費用を要することなので、国の補助の活用を検討したい。スマート農業に関しては、畑作のほうが多いので、実態で酪農をメインとする本町は、今後、推進について検討することになると思われる。

委員から、ヨーネ病対策として、以前から国及び道に対し効率的な検査方法の開発及びヨーネ病予防ワクチンの開発等を要望してきたが、現在の進捗状況は。説明としては、道からは現時点で予防ワクチン開発等に係る研究成果の報告はないと連絡を受けている。

以上で、産業常任委員会所管事務調査の報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） それでは、行政報告をさせていただきます。

令和7年第2回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

1点目のひろお健康プラン21（第二次）の策定についてであります。

本計画は、健康増進法に基づき、町民の皆様の健康増進を総合的に進めるための施策や目標を定

める計画であります。高齢化や疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の発症予防や重症化予防により「健康寿命の延伸」を目指すとともに、全ての町民の皆様が健やかで心豊かに生活できるよう、国や道の計画を勘案して策定いたしました。

計画期間は、令和7年度から令和17年度までとし、計画の推進状況の中間評価を令和12年度に実施する予定であります。

策定に当たっては、保健、医療、福祉、教育に携わる関係者のご意見をいただき、本計画に反映させたところであります。

なお、計画の概要につきましては、後ほど担当参事より補足説明をいたさせます。

次に、2点目の令和6年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

令和6年度の決算状況は、排水処理量が2万3,984立方メートル、稼働日数は365日となっております。

収支の状況であります。収入金額1,767万8,814円に対し、支出金額1,758万2,151円で、差額の9万6,663円が当期剰余金となったところであります。

次に、3点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名は、栄町団地公営住宅外壁等改修工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目138番地、アカイシ建設株式会社、代表取締役赤石佳菜子であります。

契約額は3,564万円でありまして、工期は令和7年5月27日から令和7年10月31日までであります。

工事の概要であります。施工場所は丸山通南2丁目1番地でありまして、施工内容は、長寿命化を図るために栄町団地公営住宅2号棟の外壁を改修するものであります。

指名業者等の状況についてであります。アカイシ建設株式会社、株式会社畑下組、拓殖工業株式会社の3業者をもって入札を行いまして、落札率は98.2%であります。

次に、4点目の特別養護老人ホームの竣工についてであります。

本建て替え工事は、令和6年12月定例会での行政報告のとおり、本年6月30日には竣工し、完了検査後、7月上旬に引渡しとなる予定であります。

引渡し後のスケジュールにつきましては、施設備品を搬入し、7月16日には完成記念式典を開催し、7月19日には町民を対象とした内覧会を予定しております。7月末には入所者も新たな特別養護老人ホームに移動し、8月1日からは地域密着型介護老人福祉施設として運用を開始する予定であります。今後も、入所者を尊重した介護サービスの提供と地域に根づいた施設運営を目指し、引き続き取り組んでまいります。

なお、本定例会に関連する条例案及び補正予算案を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5点目の指定金融機関契約の解除についてであります。

本町では、昭和54年10月より北海道銀行広尾支店を指定金融機関として指定し、公金出納及び預

金等に関する公金事務等の業務を進めているところであります。昨年秋頃より指定金融機関解除に向けた打診があり、北海道銀行と協議を行ってきたところでありますが、今般6月11日付で正式に指定金融機関解除の申出があったところであります。

解除申出の理由は、主に広尾支店の行員の確保が困難となり、支店業務を継続していくことが困難と判断したことにより、広尾支店を帯広市店内に業務移転することとし、これに伴い、広尾町の指定金融機関業務についても継続が困難となるため、解除を申し入れたいとの理由であります。

町としましては、指定金融機関解除はもとより実質的な広尾町からの撤退であり、北海道銀行に対し再考を求め協議してまいりましたが、申出の意向は変わりませんでした。

なお、契約解除日は、令和7年11月7日を予定しております。

今後につきましては、新たな金融機関と指定金融機関契約を締結するべく、町民の皆様にはご不便のないよう、関係機関との協議を進めてまいります。

最後に、6点目の護衛艦「ひゅうが」の十勝港入港についてであります。

海上自衛隊第3護衛隊所属の護衛艦「ひゅうが」が広報活動のため、本年7月18日から21日までの4日間の日程で十勝港へ入港することが決定いたしましたので、報告いたします。

護衛艦「ひゅうが」は、昨年度入港した護衛艦「いせ」と並び海上自衛隊では2番目に大きい艦艇で、今回の入港は平成22年以来15年ぶりとなるものであります。

入港に際し、歓迎行事のほか、一般公開も予定しておりますので、町民の皆様をはじめ、管内外からも多くの方々にご覧いただきたいと思っております。

なお、本件は広尾町商工会をはじめ、各産業団体で構成する実行委員会を組織する予定であり、本定例会に関連事業に係る実行委員会負担金を計上した補正予算案を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（宝泉） ひろお健康プラン21の概要につきまして、補足説明をいたします。

お手元の行政報告資料の1ページをご覧ください。

表の下段の前期計画の評価についてですが、「食生活・体重コントロール」「身体活動・運動」「禁煙」「睡眠・こころ」「健康チェック」の5分野20指標のうち、目標が達成されたものが6項目、改善が5項目、悪化が3項目ありました。特に肥満の割合が増加していることが課題であり、生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、引き続き生活習慣の改善に向けて取り組む必要があることが明確となりました。

本計画では、前期計画の評価を踏まえ、15分野にわたり43項目の目標を設定しておりますが、その中でも特に本町の課題となるものにつきまして説明いたします。

表の下（1）、生活習慣の改善・生活機能の維持等の①、ア、栄養・食生活をご覧ください。

現状の課題ですが、特定健康診査における肥満の割合は、男女ともに全道や全国と比較して高い割合となっております。また、小中学生においても全道や全国と比較して高い割合となっているため、肥満割合の減少を目標にライフステージに応じた生活習慣病の発症・重症化予防のための取組を推進してまいります。

次に、2ページをご覧ください。

上段のイ、身体活動・運動ですが、こちらも特定健康診査の結果から、日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施する方、1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施する方の割合は、どちらも全道や全国と比較して低くなっております。運動習慣の定着を目指し、日常生活における運動の普及啓発に取り組んでまいります。

次に、下段のエ、喫煙についてですが、男女ともに全道や全国と比較して喫煙率が非常に高い割合となっております。また、妊婦の喫煙率においても高い割合で、喫煙の減少を目標に喫煙の健康影響に関する普及啓発や喫煙者に対する健康相談・健康教育を実施してまいります。

次に、4ページをご覧ください。

上段②のア、がんについてです。

がんは死因の第1位となっており、その中でも「胃がん」「膵臓がん」の死亡率が全国と比較すると高い状況です。がん検診による早期発見・早期治療を進めるとともに、がんの危険因子である喫煙の減少や食生活の改善のための保健指導、健康教育に取り組んでまいります。

次に、中段のイ、循環器疾患ですが、死因の第2位である心疾患、第3位である脳血管疾患は、全道や全国と比較して高い死亡割合となっております。また、メタボリックシンドローム該当者も高い割合であり、心疾患や脳血管疾患の要因となります。

このことから、循環器疾患の死亡割合の減少と危険因子となるメタボリックシンドロームや高血圧、LDLコレステロールの減少を目標とし、特定健康診査及び特定保健指導による疾病の早期発見・早期治療を進め、循環器疾患予防のための生活習慣の普及啓発や健康教育を実施してまいります。

最後に、7ページをご覧ください。

中段（4）、健康寿命の延伸についてですが、本町では男性の平均寿命、健康寿命ともに全道、全国平均より短い状況にあります。超高齢化社会にあって、本計画の基本方針である「生活習慣の改善・生活機能の維持」「健康を支え、守るための社会環境の整備」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の具体的な取組を関係機関と連携を図りながら進め、町民の皆様が健やかで心豊かに生活できる地域づくりに向けて、健康寿命の延伸を目指してまいります。

補足説明は、以上でございます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、18日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時まで、または散会後2時間以内に具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 報告第3号～日程第9 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第3号 令和6年度広尾町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第9、報告第5号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの3件を一括して行います。

田中町長、登壇の上、報告願います。

1、町長（田中） 報告第3号 令和6年度広尾町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第5号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの3件について、一括して報告させていただきます。

議案1ページをお願いいたします。

初めに、報告第3号についてであります。

令和6年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

2ページをお願いいたします。

別紙の繰越計算書であります。

3款1項、事業名、介護サービス事業特別会計繰出金ほか7事業でありまして、合計金額が1億1,926万5,000円であります。翌年度繰越額は同額の1億1,926万5,000円でありまして、財源の内訳につきましても、おのこの記載のとおりであります。

次に、3ページをお願いいたします。

報告第4号についてであります。

令和6年度広尾町港湾管理特別会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

4ページをお願いいたします。

別紙の繰越計算書であります。

1款1項、事業名、十勝港第4ふ頭整備工事でありまして、金額が1億4,800万円であります。翌年度繰越額は同額の1億4,800万円でありまして、財源の内訳につきましても、おのこの記載のとおりであります。

次に、5ページをお願いいたします。

報告第5号についてであります。

令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

6ページをお願いいたします。

別紙の繰越計算書であります。

1款1項、事業名、特別養護老人ホーム建替事業でありまして、金額が5億6,753万9,000円あります。翌年度繰越額は同額の5億6,753万9,000円でありまして、財源の内訳につきましても、おのこの記載のとおりであります。

以上、報告させていただきます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件3件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって報告第3号 令和6年度広尾町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第5号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでの報告を終わります。

◎日程第10 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

田中町長、登壇の上、報告願います。

1、町長（田中） 報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についてご説明申し上げます。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は130株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、令和6年度決算に関する書類は的確であり、また、令和7年度事業計画及び予算については、適切であると認めたところであります。

令和6年度は、水産物の水揚げ不振などの影響を受け、対前年比73.2%の1,978万6,105円の売上げがあったところでありますが、純損失が302万754円となり、次期繰越利益金は597万6,661円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしまいたいと考えているところであります。

また、3期連続で赤字決算となったことから、公社の在り方につきまして協議、検討してまいります。

経営状況の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

以上、報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況につきまして、補足説明をさせていただきます。

別冊でお配りしております令和6年度（第42期）事業報告書をお手元に用意願います。

1 ページをお開きください。

1 の会社の概要についてであります。

発行株式総数は1株5万円で発行株式総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか3団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2 の令和6年度事業状況報告についてであります。

令和6年度におきましては、水産物の水揚げ不振などの影響を受け、売上減となってしまいました。対前年比73.2%、1,978万6,105円の売上げがあり、当期純損失が302万754円となったところであります。

1)、物産販売事業につきましては、水産物の水揚げ不振の影響で魚価高や数量不足により提案する商品が用意できず、未実施となってしまいました。

次に、2)、産地直送販売であります。イベント等の出店時に広尾町の食材を販売提供したことや、砂川ハイウェイオアシスなどの取引先との販売を継続して行ったところであります。

次に、3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として184種類の品数を用意し、2,831個、1,613万8,000円の売上げがありました。

2 ページをお願いいたします。

令和6年度（第42期）決算報告についてであります。

3 ページをお願いいたします。

令和6年度末の貸借対照表でございます。表の右から2列目の決算額のみを説明させていただきます。

まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、2,267万1,433円となるものであります。

次に、4 ページです。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が69万4,772円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢの新株予約権までの合計、下から2行目の2,197万6,661円となるものであります。

したがって、負債、純資産の部合計が前ページの資産の部合計2,267万1,433円と同額となるものであります。

5 ページをお願いします。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が1,978万6,105円となりました。

次に、Ⅱの売上原価ですが、商品仕入高が1,348万7,880円、売上総利益は629万8,225円となりました。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の911万9,867円を差し引いた営業損失につきましてはマイナスの282万1,642円となり、これにⅣの営業外収益2,860円を加えた経常損失がマイナスであります。281万8,782円となるものであります。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下から3行目でございますが、税引き前当期純損失、マイナスの281万4,754円に法人税、住民税及び

事業税の20万6,000円を差し引いた額、マイナスになります。302万754円が当期純損失となったものでございます。

次に、6ページになります。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。決算額は911万9,867円であり、内訳につきましては記載のとおりとなっております。

次に、7ページをお願いいたします。

令和6年度末の財産目録となります。資産の部であります、Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は2,267万1,433円となっております。

8ページになります。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が69万4,772円となっており、資産の部合計額から負債の部合計額を差し引いた2,197万6,661円が差引き正味財産となるものであります。

次の9ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

10ページをお願いします。

剰余金処分の承認についてであります。1)の1、前期繰越利益金が899万7,415円でありまして、当期の純損失302万754円を差し引き、597万6,661円を次期繰越利益金とするものでございます。

11ページをお願いします。

令和7年度事業計画についてであります。

7年度につきましては、昨年同様にディノスのカタログ販売等での事業展開を含め、商品を厳選しながら限定数の拡大と、さらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の開発と販路の拡大に努めてまいります。

さらに、魚介類等を主体として町内原材料を取り込んだ新商品の開発に取り組んでまいります。

ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の発掘に取り組んでまいります。

12ページをお願いします。

事業計画に伴う収支予算であります、1の純売上高であります、魚介類商品を主体とした販売やふるさと納税の返礼品の売上げによりまして、売上高5,700万円を見込み、売上原価3,850万円、一般管理費1,790万円を差し引いた60万円を営業利益と見込んでおります。営業外損益を1万円と見込み、経常利益を61万円とし、法人税、住民税を引いて純利益40万4,000円を見込む収支計画とするものであります。

13ページにつきましては、役員の状況を記載しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） ただいま令和6年度の産業流通振興公社の決算の報告がありましたけれども、今回の令和6年度における赤字の要因として水産物の水揚げ不振やふるさと納税返礼品の減少とい

うことでありますけれども、この状況というのは2、3年続いておりますし、今後これが好転するということは、なかなか一挙に回復するというのは難しいかなというふうに認識をしております。

そういった中で、令和6年度については302万余円の赤字、それから前年度が292万8,000円、それから令和4年度ですけれども、このときも159万9,000円の赤字ということで、3年間のこの赤字額を足しますと760万円近くになります。従前のいわゆる繰越利益剰余金なのですが、例えば令和4年度末では利益剰余金が1,192万5,000円、令和5年度末が899万7,000円で、令和7年3月末が597万6,000円ということで、この3年間の中で繰越利益剰余金が半分には減っているのです。そうすると、残された利益剰余金も600万円弱ということなのですが、非常に今の状況を見ると、一挙に打開するということとはなかなか見いだせないのですが、先ほどの中で経営形態を今後見直すということなのですが、今こういった状況で見直しを検討されているのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 申し訳ありません。

分析等につきましては、これから中身、経営状況を含めて分析を行いまして、こういった方向性に向けていくのがよろしいのかというところを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終了します。

これをもって報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

再開します。

◎日程第11 議案第49号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第49号 工事委託変更契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第49号 工事委託変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年6月7日開会の第2回定例会において議決をいただきました「畜産担い手育成総合整備事業ひろお地区に係る草地及び施設設置工事委託」の請負契約について変更したく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の理由につきましては、受益草地の面積の減少に伴う事業費の変更及び事業参加者の減による設計変更を行うものであります。

契約額につきましては、変更前が7,494万円、変更後が5,449万2,000円でありまして、2,044万8,000円の減額となるものであります。

契約の相手方につきましては、変更はありません。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第49号 工事委託変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第50号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第50号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第50号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名につきましては、公立学校情報機器購入業務であります。

取得財産につきましては、公立学校情報機器（児童・生徒用タブレット）一式であります。

取得目的につきましては、国が推進するGIGAスクール構想第2期の端末利活用に向けて児童・生徒用タブレットの更新を行うものであります。

契約額は、1,995万2,900円であります。

契約の相手方は、札幌市中央区大通西14丁目7、東日本電信電話株式会社、執行役員北海道事業部長島津泰であります。

納入期限につきましては、本議案の議決後、令和8年3月31日までであります。

指名業者等の状況であります。北海道による共同調達における入札決定業者である東日本電信電話株式会社1社との随意契約であり、落札率は100%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

6番、松田議員。

1、6番（松田） 4点ほど質問いたします。

今回の事業に関わる総購入台数と1台当たりの単価、2点目は、今回の購入事業ではウィンドウズOSのタブレットではなくクロームブックということで、前回ウィンドウズOSのタブレットで、今回はクロームブックということの説明を受けていますが、クロームOSでは基本ウィンドウズで使っていたアプリは利用できないと思いますが、児童や教職員の方が新たなOSを使うに当たって問題はないのか、ウィンドウズOSで積み重ねたやり方を再構築しなければならないようなことがないのかお聞きします。

前回の購入事業では端末本体の3分の2の上限4万5,900円が補助とありましたが、今回も同様の補助が出るのであります。お聞きします。

4点目、前回の事業でタブレットを児童生徒に貸与するときに持ち帰りの手引が配付されましたが、その中にはタブレットの破損防止を啓蒙するような項目がありませんでした。今回、破損を防ぐような啓蒙が新たにされるのかどうかお聞きします。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 渡辺管理課長。

1、管理課長（渡辺） それでは、タブレットの関係でお答えをさせていただきますが、まず1点目の購入台数と1台当たりの単価ですが、374台で、単価が5万3,350円になります。

2点目のOSの変更に伴うことですが、現在ウィンドウズOSで使用している学習関連のアプリは、クロームOSでも引き続き使用が可能です。OSの変更に伴う設定変更などについては別途契約をしました設定委託で対応をすることとなっており、改めて再構築をしなければならないことはありません。

3点目の補助金の関係です。1台当たりの補助金の単価が5万5,000円、それに今回は僻地加算1,100円がつきまして、1台当たり5万6,100円が上限額となり、その3分の2が補助されます。

4点目の破損を防ぐ啓蒙につきましては、新しいタブレットを配付するときに改めて取扱いに関する啓蒙をする予定としております。

以上です。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第50号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第51号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第51号 広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第51号 広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、本年度実施を予定している基幹業務システムの標準化・共通化に伴い、本町の住民以外の方を管理するため、住登外者宛名番号管理機能がシステム上新たに実装されることから、個人番号の独自利用事務として条例に位置づけるための改正を行うものであります。

あわせて、条例に基づく事務である重度心身障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児の各医療費給付事業及び就学援助費給付事業についても同様に独自利用事務として条例上で位置づけることにより、システム上での情報連携が可能となり、給付申請手続における提出書類を省略できるなどの住民サービスの向上が見込めることから、改正したいとするものであります。

議案資料の1ページから5ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

す。

なお、本改正条例は、附則におきまして公布の日から施行したいとするものであります。
以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第51号 広尾町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第52号～日程第15 議案第53号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第52号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと日程第15、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第52号及び議案第53号の2件について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、令和7年1月に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、関係法令が改正されたことに伴い、本町の関係条例において引用している箇所について所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第52号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

議案資料の6ページをお願いいたします。

新旧対照表であります。

第15条は、現行の条例第17条の2が17条の3に繰り下がることに伴い、引用する条文にずれが生じることから改正するものであります。

第17条の2は、妊娠、出産等をした職員や3歳に満たない子を養育する職員が仕事と育児を両立できるよう当該職員に対して任命権者が行うべき措置について、新たに条文を定めるものであります。

また、本条文の新設に伴い、現行の条例第17条の2及び第17条の3をそれぞれ1条ずつ繰り下げるものであります。

議案の15ページにお戻りいただきまして、附則であります。

第1項において、本条例は、法律の施行日であります令和7年10月1日から施行し、ただし書で、附則第2項の規定は、公布の日から施行したいとするものであります。

第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して任命権者が行うべき措置を改正条例施行日前から行えるよう、経過措置を設けるものであります。

次に、議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

議案資料は9ページをお願いいたします。

条例の改正概要であります。

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が取得できる部分休業制度を拡充するものでありまして、表にお示しのとおり、1日につき2時間以内で取得可能な現行の部分休業に加え、1年につき10日相当の時間内で取得可能な第2号部分休業を新設し、職員はいずれかの形態を選択して取得可能とするものであります。

議案資料10ページ以降は新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

議案の18ページにお戻りいただきまして、附則であります。

第1項において、本条例は、法律の施行日であります令和7年10月1日から施行したいとするものであります。

第2項は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第2号部分休業の取得可能時間を5日相当の時間内とする経過措置を設けるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

1番、斎藤議員。

1、1番（斎藤） 議案資料12ページの改正後の文章、第23条の部分に給与の減額のことを記載されているかと思いますが、こちら、期末手当や勤勉手当などの賞与に関しましても減額の措置になるのか伺いたかったです。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 育児休業の関係につきましては、その期間に応じて勤勉手当の部分、減額

の対象となる部分がございます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第52号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号と議案第53号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第52号 広尾町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてと議案第53号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第54号～日程第17 議案第55号

1、議長（堀田） 日程第16、議案第54号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと日程第17、議案第55号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第54号及び議案第55号の2件について、一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、家庭的保育事業者等は、代替保育及び卒園後の受皿設定に係る連携協力を行う保育施設を適切に確保するものとされており、当該施設の確保が困難である場合の措

置に係る改正を行うものであります。

議案資料の14ページから20ページに新旧対照表がございます。ご確認をいただければと思います。

なお、本改正条例2件につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第54号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第55号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第54号と議案第55号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第54号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第55号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第56号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第56号 広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑設置条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第56号 広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑設置条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、特別養護老人ホームの移転改築に伴い、関係条文を改正するものであります。

主な内容につきましては、所在地、定員等の変更、身体障がい者短期入所事業所の指定廃止、その他関係法令の改正による条文の文言を整理するものであります。

なお、詳細につきましては、担当所長より補足説明をいたさせます。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） それでは、議案第56号 広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑設置条例の一部改正について補足説明をいたします。

議案資料21ページをお開き願います。

新旧対照表となります。

最初に、第2条の名称及び位置につきましては、施設位置が「1番地」から「5番地」へ変更となるものでございます。

次に、第3条の定員は、第1項で短期入所の入所人員を「10人」から「1人」、第2項において施設の入所人員を「50人」から「29人」に変更するものでございます。

次に、本年6月30日付で身体障がい者短期入所事業所の指定を取り下げることにより、21ページの第3条から25ページの第5条中の身体障がい者の短期入所の受入れに係る箇所を削除しております。

なお、今後の身体障がい者の短期入所の受入れについては、広尾町高齢者等生活支援・生きがい活動支援条例の生活支援管理指導短期宿泊事業により利用可能となっております。その他地域密着型サービスへの移行や関係条例の改正等により、文言の整理を行っております。

なお、本改正条例は、附則におきまして、令和7年8月1日から施行したいとするものであります。

補足説明は以上となります。よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎議員。

1、10番（前崎） 今回この特別養護老人ホーム、6月いっぱい工期で、今、工事が進捗していますけれども、過般も議会でただした経緯がありますけれども、1つに今回の定員について、現行の50床を29床、そしてショートステイも10床から1床ということで、現行の60床から30床という形

で半減になるわけですが、この際、入所者の定員が減少して待機者が生じないのかということでしたので、その時点では待機者の部分では生じないという答弁だったというふうになっておりますけれども、現時点でそういった待機者が生じていないのかどうか。

あと、もう一点、今回50床から29床ということで、今回の規模で介護士の配置基準があるかと思うのですが、そのときの説明では、介護士が15人から16人必要であるという説明であったのですが、本年3月末現在の例えば常勤看護師数、正規、非正規別にそれぞれお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） まず、規模を縮小したことによる待機者についてであります。3月31日時点で待機者が17名となっております。待機者が生じないということはないと思います。基本的には、待機者が常にいて順番が来たら入れるということは、これまでどおり変わらないと思いますが、規模を縮小した理由については、待機者が今後増加しないという推測から規模を縮小したところであります。なので、基本的に待機者は徐々に減ってきているところであります。

次に、人員についてです。基本的に、開設時には職員が15名から16名必要だという予定をしていたところであります。実際は3月31日時点で常勤が12名となっております。非正規については、介護に関わる職員は6名という形になっております。なので、開設時にはちょっと人員が足りないような状況となっております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第56号 広尾町立特別養護老人ホームつつじ苑設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第57号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づいて策定した、下記辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決をいただき、総務大臣へ提出するものでございまして、変更に関する協議において北海道知事から異議のない旨回答をいただいております。

辺地につきましては、野塚辺地であります。

議案27ページをお願いいたします。

1の辺地の概況から2の公共的施設の整備を必要とする事情については、記載のとおりであります。

3の公共的施設の整備計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年の計画でありまして、交通道路については事業費等の確定による変更、飲用水供給施設については事業費等の確定及び1事業の追加に伴い事業費等を変更するものであり、変更後の金額については上段に括弧書きで、変更前の金額は下段に示しているところであります。

なお、辺地対策事業債につきましては、次年度以降に発生する元利償還金の8割が地方交付税によって措置されるものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日18日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時51分